



# ケロちゃん通信



～山形県消費生活センターニュース～

2020年12月号

## カニ・海産物などの電話勧誘にご用心！



おばあちゃん

おばあちゃん：この前、一人で留守番していたら、知らない業者から「カニを送る」って電話きたんだ。「いらない」って断ったんだけど、何だか強引な人だっけな～。もし送られてきたらどうしたら良いんだべ？

ケロちゃん：年末になると、カニや海産物などの購入を勧める電話が増えるケロ！中には強引に契約を迫り、「断ったのに品物が届いた」という相談も寄せられているケロ！  
トラブルにあう人のほとんどが高齢者だケロ！



県消費生活センター  
キャラクター  
消費者教育推進大使  
“ケロちゃん”

### ◆ 電話がかかってきたときは…

不要・不審な電話はきっぱり断る。

### ◆ 頼んだ覚えのない商品が届いた時は…

商品を「受け取らない」 代引き配達「支払わない」

### ◆ 一方的に送りつけられた商品を受け取ってしまった場合は…

開封せず14日間保管すれば、その後は自由に処分できます。

ただし、届いた商品を消費すると、購入する意思があったとみなされる可能性があるため、注意が必要です。

### ◆ 電話勧誘で商品の購入に同意してしまった場合は…

書面を受取った日から8日間は「クーリング・オフ」できます。

困ったときは消費者ホットライン **188**番まで電話してケロ！



## 12月・1月の消費生活法律相談日



業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	12月 9日(水) 1月13日(水)	14:30～16:30	023-624-0999



# 除雪機による事故を防ごう!

毎年、雪の季節になると、歩行型除雪機を使用中の事故情報が寄せられており、死亡事故も発生しています。作業前に取り扱い説明書をよく読み、正しく安全に使いましょう。

- 人がいる時は使わない! 作業中は絶対にまわりに人を近づけない。
- エンジンをかけたまま離れない! 作業の時以外は必ずエンジンを止める。
- 雪詰まりを取り除く時は、エンジンを止めて必ず雪かき棒を使用する。
- 後方注意! 後ろに進む時は、足もとや後方の障害物に気をつける。



## 年末年始 餅での窒息事故に気をつけて!



高齢者の餅による窒息事故が起きています。高齢になると、そしゃく力や飲み込む力が低下し、食べた物がスムーズに飲み込みにくくなるため、一層の注意が必要です。

### ◇ひとこと助言◇

- ・小さく切って食べやすい大きさにして食べましょう。
- ・急いで飲み込まず、ゆっくりと良く噛んで、唾液と良く混ぜ合わせて食べましょう。
- ・家族やまわりの人も食事の様子を見守りましょう。

## 開催します! 「消費者カアッフ講座」



◎契約トラブルや悪質商法に騙されないように、みんなで賢い消費者を目指しましょう! 消費生活センターの専門知識を持った職員がみなさまのお住いの地域で「出前講座」を開催します。身近な相談事例の紹介や被害防止の対処法を楽しくわかりやすく解説します。


12月1日	14:00~15:00	甕葉プラザ 甕葉ホール
12月9日	14:00~15:00	新庄市民プラザ 小ホール
12月15日	14:00~15:00	酒田市中央公民館 410・411 会議室
12月22日	14:00~15:00	シェルターなんようホール 展示ギャラリー



申込んで  
ケロ!

◎お問合せ・申し込みは、電話(023-630-3101)またはホームページ(上記QRコード)からお気軽にどうぞ。

## 山形県消費生活センター

〒990-8570 山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)  
 《相談受付》 月曜~金曜 午前9時~午後5時  
 《電話番号》 023-624-0999  
 ホームページは [山形県消費生活センター](#) で 



消費者ホットライン < **188番** > もご利用ください。